

東北自動車道 利根川橋耐震対策工事

技術提案における施工条件書

令和8年8月

東日本高速道路株式会社
関東支社 加須管理事務所

技術提案における施工条件書

本工事の技術提案書は、入札公告、特記仕様書、図面、共通仕様書による他、技術提案における施工条件書（以下「本条件書」という。）に基づいて作成するものとする。

なお、本条件書は、技術提案を検討するにあたり、工事施工条件の補足事項を示したものである。

【本条件書の取扱い】

本条件書に示す条件に基づいた技術提案を求めるものであり、条件に基づいていない提案の評価は行わない。

	大項目		中項目	小項目		参 照	
前提条件	全体			1-1 目的	・東北自動車道 利根川橋耐震対策工事(以下、「本工事」という)の技術提案における施工条件書(以下、「本条件書」という)は技術提案を検討するにあたり、必要となる本工事の施工条件の補足事項を示すものである。本工事の技術提案書は、共通仕様書、特記仕様書、設計書、設計図、概略工程表及び本条件書に基づいて作成するものとする。		
				1-2 定義	・本章は、技術提案の全ての項目に共通する前提条件、適用する諸基準、作業時間、交通規制抑制期間等の諸条件を示すものである。		
				1-3 技術提案の履行条件	・請負契約書18条「条件変更等」における工法変更を監督員が指示した場合や、渋滞予測により交通規制抑制期間外での交通規制の撤去を監督員が指示した場合などにより、技術提案の履行が困難になった場合は、困難になった技術提案の内容を監督員に報告し、履行の可否について発注者・受注者で協議するものとする。	請負契約書18条「条件変更等」	
				1-4 適用する諸基準等	・技術提案書の作成においては、要領・基準類は当社制定のものによる他、下記の諸基準に従って行うものとする。 道路橋示方書：平成24年度版、日本道路協会 道路構造令の解説と運用：令和3年3月、日本道路協会 鋼道路橋設計便覧：令和2年9月、日本道路協会 鋼道路橋施工便覧：令和2年9月、日本道路協会 河川管理施設等構造令：平成二十五年政令第二百十四号 ・上記以外の基準・指針等を適用する場合は、技術提案書に基準名、発行年月日、発行元を記載すること。一般的に設計等で用いられ、適用に問題ないことが確認・証明できるものは適用を認めるが、独自基準・自社基準等は適用する基準・指針等として認めない。	左記のとおり	
				1-5 現況交通量・道路規格・幅員構成	・本工事の施工区間の日平均・時間帯平均の交通量は、別紙1「工事対象区間の交通量」の通りである。 ・道路規格・幅員構成は、別紙2「車線構成」の通りである。	別紙-1,2	
			1-7 交通規制	1-7-1 車線規制・路肩規制	・車線規制・路肩規制を実施する際は、道路保全要領(路上作業編)に従うものとする。 ・車線規制・路肩規制の実施可能時間は、特記仕様書8-4「高速道路等の交通規制可能時間」に示す通りとする。 ・車線規制・路肩規制は、設計図(共通図面)に示す形態以外は認めない(規制延長・工事用車両出入口の位置の変更を除く)。 ・車線規制設置区間の規制速度は80km/hとし、規制延長は3.0km以下とする。	道路保全要領 特記仕様書8-4 設計図(共通図面) 13/34～19/34	
				1-7-2 固定規制	・固定規制とは、路肩部に設置した仮設防護柵により、昼夜連続で車両通行帯と作業帯を隔てることをいう。 ・固定規制実施中における車両通行帯の幅員は、別紙-2を確保すること。 ・固定規制の設置・撤去は、車線規制を実施し行うものとする。 ・固定規制への車両の出入りは、車線規制を実施し行うものとする。	特記仕様書8-4、27-3-3【9】 別紙-2	
				1-7-3 通行止め規制	・通行止め規制を実施可能な区間は、『東北自動車道 羽生IC～館林IC』とする。 ・東北自動車道の通行止め規制可能時期は6カ月に1回、1夜間とする。 ・特記仕様書8-1に示す作業期間及び年間計画されている圏央道通行止め期間(6月及び11月)については、通行止め規制の実施は認めない。	特記仕様書8-1	
				1-7-4 交通開放の条件	・既設舗装の撤去(一部撤去含む)を行う場合、作業終了後の舗装の出来形基準は、「舗装施工管理要領 Ⅲ 補修工事関係 表Ⅲ-1-9」とし、下記①または②に示す条件で交通開放を行うものとする。 ①仮設舗装(基層(遮水性アスファルト混合物t=10cm))によるものとする。 ②仮設覆工板(特記仕様書27-3「桁遊間確保工【13】仮設覆工板工」)によるものとする。 ・既設防護柵を撤去した状態で交通規制を撤去する場合は、その機能を代替え可能な防護柵(仮設防護柵等を含む)を設置しなければならない。 ・特記仕様書8-4に示す規制可能時間以外については、片側3車線を確保するものとする。	特記仕様書8-4、27-3-3 【13】、【18】3 設計図(桁遊間確保工A) 94/235～153/235 舗装施工管理要領	
				1-7-5 仮設防護柵	・仮設防護柵の種別は、A種相当以上とする。 ・標準図面に示すずれ止めアンカーを使用せずとも上記条件を満足する場合はアンカーの設置は省略できるものとする。 ・仮設防護柵の始点端部(車両進行方向上流側)には、緩衝材を配置するものとする。	特記仕様書27-3-3【14】	
				1-7-6 車線シフト	・車線シフトとは、本条件書「前提条件」の1-7-2「固定規制」に示す幅員・車線構成を確保したうえで、中央分離帯側または路肩側へ車両通行帯を移動させることをいう。 ・車線シフトの延長(テーパー区間＋平行区間)は1.5km以下とする。 ・テーパー区間は「設計要領第四集10-6付加追越車線(4)付加追越車線のすり付け①シフト率によるすり付け」によるものとし、設計速度120km/hで設定するものとする。	設計要領第四集 設計図(桁遊間確保工A) 210/235～212/235	
				1-9 休日作業	・特記仕様書25によるものとする。	特記仕様書25	
				1-11 施工ヤード	・高速道路上の施工ヤードとは、本条件書「前提条件」の1-7「交通規制」により確保された範囲内とする。 ・高速道路上以外の施工ヤードは、特記仕様書5-1「敷地の使用」に示すとおり使用可能とする。これに加え、受注者が独自で借地等により施工ヤードを確保することは可能である。また、独自で確保した施工ヤードの騒音、振動等の環境対策、交通障害等の対応、地元住民の対応等は受注者が行うものとする。	特記仕様書 5-1	
				1-12 支障物件	・設計図(共通図面)に示す通信管路等が支障となる場合は、本工事において仮移転、復旧を行うものとする。	特記仕様書29-1 設計図(共通図面) 31/34～34/34	
				1-13 騒音及び振動の防止	・工事に起因する振動・騒音により近隣住民に影響を与えると判断される場合には、適切な対策設備を設けるものとする。 ・上記以外にもすべての関係諸法令及び条例等を遵守し、工事に伴う周辺環境への影響に配慮するものとする。 ・切削機等による騒音が発生する作業については、24時までには終了するものとする。	特記仕様書8-2	

	大項目	中項目	小項目		参 照	
		1-14 河川区域内作業	1-14-1 施工時期	・河川区域内での施工可能期間は特記仕様書8-3「河川内工事における施工時期」によるものとする。	特記仕様書8-3	
			1-14-2 HWL	・HWLとは、設計図(共通図面)に示す高さをいう。	設計図(共通図面) 24/34～29/34	
			1-14-3 定規断面	・定規断面とは、設計図(共通図面)に示す高さをいう。	設計図(共通図面) 24/34～29/34	
			1-14-4 退避計画	・HWL+2.0m未満の範囲においては、八斗島観測所の氾濫危険水位到達後、出水期は2時間以内、非出水期は6時間以内に、現況本体構造物以外の全てをHWL+2.0m以上の範囲へ退避させるものとして、緊急時の退避計画を立案するものとする。なお、現況本体構造物とは、設計図(共通図面)の補強全体一般図に示す範囲のものをいう。 ・退避計画が成立しない技術提案は評価しないものとする。	設計図(共通図面) 8/34～9/34	
			1-14-5 河川堤防	・堤体の掘削及び堤防護岸の撤去作業は非出水期に行うものとし、次出水期を迎えるまでに原形復旧するものとする。ただし、定規断面+50cmより上部はこれによらないものとする。 ・出水期に堤体の掘削を行う場合は、施工箇所に鋼矢板二重式工法による仮締切りを設置するものとし、締切り高さは既設堤防高以上とする。ただし、定規断面+50cmより上部の掘削については、これによらず通年施工可能とする。	特記仕様書8-3 設計図(共通図面) 24/34～29/34	
			1-14-6 堤外地作業	・堤外地を掘削をする場合は、次出水期を迎えるまでに掘削土により原形復旧するものとする。 ・出水期にHWL+2.0m未満の範囲で作業を行う場合は、日々の作業完了後、現況本体構造物以外はHWL+2.0m以上の範囲に搬出することとする。なお、現況本体構造物とは、設計図(共通図面)の補強全体一般図に示す範囲のものをいう。	設計図(共通図面) 8/34～9/34 24/34～29/34	
			1-14-7 吊り足場の設置基準	・出水期において吊り足場を残置する際は足場材の下端高さは、一級河川である利根川のHWL+2.0m以上とするものとする。	特記仕様書8-3	
技術提案	全 体			令和13年3月31日までに下記の①②を満たすこと。 ①利根川橋A1橋台及びA2橋台において、桁と橋台バラベットの遊間を750mm以上確保すること。 ②利根川橋A1橋台及びA2橋台において、設計図(支承取替工A)に示す支承へ取替が完了すること。	設計図(支承取替工A) 38/51～39/51	
	評価項目1	2-1 評価の対象	・工事費縮減に関わる評価の対象は、単価表の番号1～2番とする。	本条件書1-4 河川管理施設等構造令 第61条 特記仕様書 27-3-3【10】6)、27-4-3【3】6)、27-3【7】、【13】 構造物施工管理要領 舗装施工管理要領		
		2-2 評価基準額	・評価基準額は19億円(税抜)とする。			
		2-3 評価手法	・訂正参考見積書提出時に提出された単価表における番号1～2番の合計金額(税抜)と、評価基準額(税抜)とを比較し評価を行うものとする。			
		2-4 制約条件	・技術提案で詳細設計を行う必要はないが、技術提案に伴い工事契約後に詳細設計が必要な場合は、詳細設計期間も含め令和13年3月31日までに支承取替及び桁遊間の確保を行うこと。 ・本技術提案のため形状・仕様の変更を認める。ただし、形状・仕様を変更する場合は、本条件書「前提条件」の1-4「適用する諸基準等」を満たすこと。 ・本条件書「前提条件」の1-4「適用する諸基準等」に記載のない材料を使用する場合は、該当基準を満たすものとする。 ・橋台前面の補強・改変は堤防のり面とHWLの交点より堤外地側かつHWLより下側には永久構造物を新規で構築しないこと。 ・橋台基礎の改造は認めない。 ・トラス部材、床組部材の補強・改変を認めるが、トラス構造を大きく改変した上部工形式の変更は認めない。 ・橋脚の躯体及び・基礎・支承の補強・改変は認めない。 ・特記仕様書27-3-3【10】6)「補強部材の架設の素地調整及び塗膜剥離」および27-4-3【3】6)の「補強部材の架設の素地調整及び塗膜剥離」の仕様変更は認めない。 ・特記仕様書27-3「桁遊間確保工 【7】構造物保全工 」超速硬コンクリートは交通開放時における圧縮強度は30N/mm2以上とする。 ・特記仕様書27-3「桁遊間確保工 【13】仮設覆工板工」の特殊覆工板工は下記の①～③を満たすものとする。 ①輪荷重載荷時のたわみは、構造物施工管理要領 伸縮装置 表5-42据付基準「歯型板面の噛合い部の高低差」の許容誤差とすること。 ②仮設覆工板 表面のすべり抵抗性は、舗装施工管理要領 すべり抵抗値「出来形基準」 以上とすること。 ③既設伸縮装置を撤去したのちに設置する仮設覆工板は温度差による橋長の伸縮量を考慮すること。 ・支承受点の変更は認めるが、構造成立することを確認すること。			
	評価項目2	3-1 評価の対象	評価項目2は、工事中事故対策を下記のいずれかまたは複数の内容を含めた提案を求めるものとする。 ・資機材等の飛散・落下及びはみだしによる公衆災害防止対策 ・規制中事故(車両接触事故)防止対策 ・作業機械によるはさまれ・巻き込まれ事故防止対策 ・足場等からの落下・転落事故防止対策			

	大項目	中項目	小項目		参 照	
		3-2 制約条件		・供用車線と隣接する施工ヤード内に追加で注意喚起標識やLED標識等を設置する提案は可能である。ただし、これらを設置する場合は交通規制内に限るものとし、供用車線の建築限界にはみ出さない計画とすること。また、風圧等で転倒・移動しないよう適切な固定方法とすること。 ・過度な照明等を設置することにより、供用車線を走行する一般車の走行を妨げる提案は認めない。		
	評価項目3	4-1 評価の対象		・評価項目3で求める対象は、本条件書「前提条件」の1-14「河川区域内作業」に示す非出水期施工が必要な内容を対象とする。		
		4-2 制約条件		・本条件書「技術提案」の2-4「制約条件」の内容に加え、以下①②を追加した内容を制約条件とする。 ①非出水期作業が不要となるまたは縮減する工法の提案は認める。 ②提案により単価表番号1～2番の合計金額コスト縮減に寄与する内容であること。		

工事対象区間の交通量

(1)日交通量

2024年(1月～12月)における平日平均交通量

区間	日交通量
東北自動車道(下り線) 羽生-館林	38,400(台/日)
東北自動車道(上り線) 館林-羽生	37,300(台/日)

(2)時間交通量

2024年(1月～12月)における平日平均時間交通量

(単位:台/時間)	東北自動車道	
	羽生→館林	館林→羽生
0 ～ 1 時	598	543
1 ～ 2 時	495	483
2 ～ 3 時	436	471
3 ～ 4 時	509	528
4 ～ 5 時	692	712
5 ～ 6 時	1,316	961
6 ～ 7 時	2,620	1,232
7 ～ 8 時	2,897	1,574
8 ～ 9 時	2,776	1,571
9 ～ 10 時	2,766	1,772
10 ～ 11 時	2,728	1,897
11 ～ 12 時	2,576	1,899
12 ～ 13 時	2,298	1,963
13 ～ 14 時	1,996	2,153
14 ～ 15 時	1,821	2,760
15 ～ 16 時	1,724	3,179
16 ～ 17 時	1,692	3,154
17 ～ 18 時	1,658	2,843
18 ～ 19 時	1,383	2,230
19 ～ 20 時	1,231	1,690
20 ～ 21 時	1,165	1,327
21 ～ 22 時	1,080	959
22 ～ 23 時	1,016	733
23 ～ 24 時	886	687

注) 上記における平日は、土日祝日以外の日をいう

本工事の道路規格・幅員構成の一覧

項目	現況	固定規制時
道路規格	1種1級A規格	－
設計速度	120km/h	120km/h
車線幅員	3.50m+3.75m+3.50m	3.50m+3.50m+3.50m
左側路肩	3.00m	0.75m
右側路肩	0.75m	0.75m